

議案第18号

岩倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

岩倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和7年2月26日提出

岩倉市長 久保田桂朗



岩倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岩倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年岩倉市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第151条第13項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。